

ラピダス株式会社の半導体製造工場本格稼働へ向けた有機フッ素化合物に関する積極的な情報開示と検査体制の充実を求める意見書

江別市の上江別浄水場では、千歳川を水源として市民に飲料水を供給しております。

このたび、千歳市に建設されるラピダス株式会社の半導体製造工場稼働に伴い、有機フッ素化合物（P F A S）等の化学物質が含まれている可能性のある工場排水が千歳川に流されることとなります。

上江別浄水場では、工場排水地点よりも下流で取水をしていることから、ラピダス株式会社の排水が千歳川に流れることは、水道水の水質に悪影響を及ぼし、市民の健康や地域の農業に深刻な被害をもたらすのではないかと、多くの市民が強い懸念を抱いております。

ラピダス株式会社は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で、第一種特定化学物質に指定されるP F O A、P F O S、P F H x S（以下「特定P F A S」という。）を使用しないとのことですが、特定P F A S以外に使用するP F A Sの種類は非公表であり、万が一、特定P F A S以外のP F A Sが水道水に含まれていたとしても、検査する体制も対応策も取ることができない状況が、市民の不安を増大させていると認識しております。

さらに、2025年1月に北海道とラピダス株式会社が締結した水利用に関する協定では、その内容・細目についての情報提供や公開が不十分であり、市民の不安を増大させていると認識しております。

全国的にP F A Sの検出が相次ぐ中、熊本県では、菊陽町の台湾積体回路製造（T S M C）工場について、T S M Cの生産子会社J A S Mが使用するP F A Sの3種類を調査し公開しました。

熊本県知事の会見では、このP F A S 3種類をモニタリング調査の対象に含め、検査し、何らかの報告をするとのことでした。

国において、現在暫定目標値として設定されているP F O SとP F O Aの合計値で1リットル当たり50ナノグラム以下が、2026年4月から水道法の水質基準に引き上げられ、検査や基準を超えた場合の改善が自治体や水道事業者に義務づけられることとなりますが、江別市においてはラピダス株式会社で使用される特定P F A S以外のP F A Sが公表されていない以上、同社の半導体製造工場の本格稼働に向けた対策を練ることが困難な状況です。

よって、北海道におかれましては、ラピダス株式会社の半導体製造工場の本格稼働へ向けたP F A Sに関する積極的な情報開示を求めることのほか、検査体制の充実を図ることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月18日

北海道江別市議会

提 出 先
北海道知事